

第249号

平成25年 3 月号

行政書士 熊本



芦北町田ノ浦



熊本県行政書士会

URL : <http://www.kumagyou.jp/>

E-mail : info@kumagyou.jp

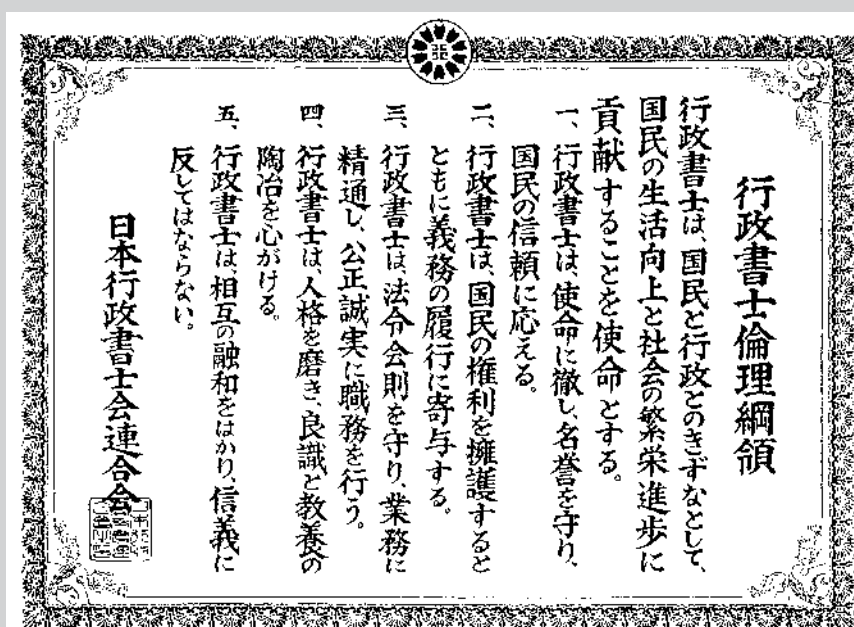


表紙コメント

公園広場から真北に八代海を隔てて天草の島々を眺望。

遠くに霞んで見えるのは雲仙普賢岳、休日ともなれば近郷近在から大勢の観光客がここを訪れる。特に桜のシーズンから初夏にかけては、家族憩いの広場として格好の名所である。広場の北側には塩湯の温泉施設もあって、町内外からの常連さんが多く利用している。花見のメッカの1つである。

(八代支部 瀧本眞敏)



目次

新年賀詞交歓会開催	2
行政書士記念日事業報告	3
出前講座のご報告	5
『法教育に関する意見交換会』 出席報告	6
大規模災害発生時における協定書締結	7
九州地方協議会開催	8
支部編成の経過報告	9
総会のお知らせ	10
各支部総会のお知らせ	11
会員寄稿	
業務への活力に ボランティア活動	12
社団法人の決議に関する 小稿 & 杞憂	13
私のお薦めの一冊	14
「本当に木に登った人の話」	15
出前講座を担当して	18
菊池の初市	18
政治連盟便り	19
事務局だより	20
編集後記	21

平成25年新年賀詞交歓会開催

日 時 平成25年1月26日

場 所 ホテル日航熊本

参加者 74名

来賓参加者名

熊本県知事代理	熊本県総務部市町村局市町村行政課長 能登哲也様
衆議院議員	野田 毅様、坂本哲志様、木原 稔様、林田 彪様、 金子恭之様代理 白石剛嗣様、江田康幸様代理 城下広作様
参議院議員	松村祥史様
熊本県議会議員	馬場成志様、小杉 直様
熊本市議会議員	満永寿博様
日本行政書士会連合会	会長 北山孝次様
富山県行政書士会	会長 野崎清好様（日行連副会長）
徳島県行政書士会	会長 小林吉廣様（日行連副会長）
佐賀県行政書士会	会長 遠田和夫様（日行連副会長）
日本行政書士会連合会	専務理事 怡土利光様（日行連専務理事）
日本行政書士政治連盟	副会長 梅林真五様
熊本県土地家屋調査士会	副会長 吉田末春様
熊本県社会保険労務士会	会長 松本一喜様
南九州税理士会熊本県連合会	会長 東 秀優様
熊本県宅地建物業協会	副会長 西永征史様
熊本県不動産鑑定士協会	会長 麻生田栄壽様



行政書士記念日事業報告

市民公開講座開催

市民に関心のある身近な問題事をテーマに、行政書士を周知する目的で平成19年度より毎年開催し、今年度は10月の広報月間に続き2度目の開催となります。

平成23年度は宇土市と天草市、昨年10月は玉名市で開催し、今回は行政書士記念日事業として、2月22日に熊本市で開催しました。

「寸劇」では八代支部の瀧本会員扮する前期高齢者の相談者が、公証役場へ出向き戸惑いながらも公正証書遺言を完成させるまでの一幕を、解説を交えながら広報部オールキャストで演じました。(詳細については、15頁の瀧本会員の寄稿文をお読みください)

続いて「遺言書の書き方講座」では、黒葛原部員が自身作成の資料に沿って、自筆証書遺言の書き方について詳しく解説しました。来場者は実際に自分の相続関係説明図を書いたあと、遺言書の書き方や訂正の仕方など熱心に耳を傾けていました。

講座終了後その場で個別相談会を開催し、広報部員が相談を受けました。また公開講座と同時進行で「女性部会主催の無料相談会」も開催し、女性相談員が遺言に関する相談に対応しました。

当日は1時間ほどR K Kの取材が入り、夜のニュースで報道されました。

(広報部 下田典子)



日時 2月22日(金) 1時半開会

会場 健軍文化ホール A会議室 定員60名

テーマ「正しい遺言書の作り方」

◇寸劇 (公正証書遺言の作成) 出演: 広報部員、瀧本会員(八代支部)

◇遺言書の書き方講座 実践編 講師 黒葛原清子部員

講座終了後、個別相談実施

B会議室にて、女性部会による遺言相続無料相談会開催

告知方法 チラシを自主製作し熊日折込広告、熊日タウンパケット、DM等

来場者数 市民公開講座20名、個別相談4件、女性部会相談会5件

熊本県行政書士会主催 市民公開講座

行政書士記念日事業

入場無料
申込不要開催日時 2月22日(金) 受付 13時より
開会 13時30分
終了 16時30分会場 健軍文化ホール
熊本市東区若菜3丁目5-11

正しい遺言書のつくり方

会議室A 13:40~15:30

実践編

◆寸劇 (15分程度)

◆遺言書の書き方講座

定員 60 名様です!

みんなで来てニヤン!

会議室B 13:30~16:30

女性行政書士による『遺言相続』無料相談会

納税通知書や固定資産評価証明書などの資料をお持ちいただけます。より詳しい相談ができます。
(固定資産評価証明書はお近くの区役所や出張所でお取り寄せください)

お問い合わせは

駐車場がありませんので、
公共交通機関をご利用ください

熊本県行政書士会事務局 〒862-0956 熊本市中央区水前寺公園13番36号

TEL(096)385-7300 FAX(096)385-7333

<http://www.kumagyou.jp>熊本県行政書士会
で検索!

「行政書士記念日」TVCM放送

R K K 番組内で2月1日~22日まで合計14回、TVCMが放送されました。

下記の3カット構成の15秒CM



あなたの街の法律家



熊本県行政書士会

〒862-0956 熊本市中央区水前寺公園13番36号
(電車通り沿い市民体育館前電停近く)

☎096-385-7300

暮らしとビジネスを幅広くサポート

交通事故

遺言・相続

成年後見

起業支援

在留許可・出入国

許認可申請



出前講座のご報告

高校生出前講座

平成25年 1 月16日

八代東高校にて

『社会人としての手続きとトラブル防止』

1. 身近な手続き・契約
2. 戸籍と住民票
3. 印鑑登録と印鑑登録証明書（印鑑証明）
4. 契約とは
 - 1) 契約の成立時期
 - 2) 取消と解除
 - 3) クーリングオフ
 - 4) クレジット契約とローン契約
 - 5) 保証人
 - 6) 信用情報機関
5. 悪徳商法
6. インターネット利用上のトラブル



七城高齢者大学2月講座

日 時 平成25年 2 月19日

10：00～11：30

場 所 菊池市七城町甲佐町72- 1 番地

菊池市七城公民館 講堂

対象者 七城高齢者大学受講生 約50名

テーマ 「正しい遺言書の作り方」

～遺言書を書いてみよう～

講 師 黒葛原清子



受講生の方々に熊本県行政書士会の活動を紹介していただきました

行政書士業務の広報活動として、日常生活の困りごとなど身近に相談できる行政書士をPRするために、無料相談会や市民公開講座を開催しています。

相続を中心とした高齢世代への相談業務の他、幅広い世代への社会貢献活動の一環として、卒業前の高校生を対象に住民票、印鑑証明、戸籍についての基礎知識の他、社会に出て直面するトラブルを未然に防ぐための消費者教育を行っています。

『法教育に関する意見交換会』 出席報告

広報部 黒葛原清子

法教育に関する意見交換会が、平成25年3月13日（水）日本行政書士会連合会会館において下記の要領で開催され、当会から井口副会長・下田広報部長・黒葛原が出席し高校生出前講座について報告しました。

参加単位会 東京・千葉・福井・兵庫・佐賀・熊本

1. 先進単位会における法教育への取り組み状況報告
2. 各単位会からの報告に対する質疑応答
3. 今後の法教育への取り組み方針について（とりまとめ）

他の単位会では、法教育推進委員会が組織され、広報活動の一環として広報部で法教育に取り組んでいるのは熊本会だけでした。また、活動対象を高校生にしているのも熊本会だけでしたが、教育委員会との関わりや、講座内容の決定方法（学校のニーズに合わせる）など参考になる点が多々あり、質疑応答では、講師の選任方法、実施校からの講師料の有無、単位会としての講師料、資料の著作権の帰属などが取り上げられました。

連合会としては、法教育を社会貢献活動としてだけではなく、行政書士の広報活動としても重要だと捉えており、活動を充実させていきたいとのことでした。

当会も含め、始めたばかりの所がほとんどで、まずは続けていくこと、そこが大切なのだと改めて思いました。



大規模災害発生時における協定書締結

去る 2 月20日、熊本県庁にて各七士業と熊本県との調印式が行われました。

大規模災害等発生時における県民相談への対応に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）と熊本県行政書士会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害又は事故が発生し、県が対応する必要がある場合（以下「大規模災害発生時等」という。）における県民からの相談に関し、甲及び乙が連携協力して対応していくことについて次のとおり協定を締結する。

（支援要請）

第 1 条 甲は、大規模災害発生時等において甲が必要と認めるときは、県民からの相談への対応について乙の支援を要請するものとする。この場合において、甲は、乙に対し、対応する必要がある相談の内容、対応に必要な員数の概数、相談への対応を行う場所（以下「業務場所」という。）等を併せて通知するものとする。

2 乙は、前項の規定による支援要請があったときは、速やかに乙の会員の中から当該支援要請の内容を踏まえて適当と認められる者（以下「支援従事者」という。）を選定し、甲が指定する業務場所に支援従事者を派遣するものとする。この場合において、乙は、甲に対し、派遣する支援従事者の数等を通知するものとする。

（実施期間）

第 2 条 前条第 1 項の規定による支援要請に伴い乙が支援従事者を派遣する期間は、甲、乙協議して定めるものとする。

（支援従事者の業務）

第 3 条 業務場所において支援従事者の行う業務は、乙が取り扱うことができる業務に関する相談への対応（以下「相談対応業務」という。）とする。

（報告）

第 4 条 乙は、第 2 条に規定する期間が終了した場合は、甲の定める期限までに、当該期間中に行った相談対応業務の状況について報告を行うものとする。

（連絡調整）

第 5 条 相談対応業務の実施に当たり、関係機関との連絡調整が必要となった場合は、原則として甲がこれを行うものとする。

（経費負担）

第 6 条 第 1 条第 2 項の規定による支援従事者の派遣に要する費用の負担は、次のとおりとする。

- （1）業務場所の賃借料 甲の負担
（2）その他の費用 乙の負担

（損害賠償）

第 7 条 相談対応業務の実施により乙及び乙の会員に損害が生じた場合又は相談対応業務を受けた県民に損害が生じた場合は、その損害の補償は、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了するまでに甲又は乙のいずれかが相手方に対して文書による協定終了の申出を行わないときは、当該有効期間を 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更）

第 9 条 この協定に関する内容を変更する場合は、甲と乙が協議のうえ変更するものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成25年2月20日

甲 熊本県

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



乙 熊本市中央区水前寺公園13番36号

熊本県行政書士会

会 長 加 藤 誠 一





平成24年度第3回九州地方協議会開催

日 時 平成25年2月23日(土)
午後1時30分～午後4時50分 会議
午後5時00分～午後5時40分 講演会
会 場 宮崎観光ホテル西館1階
宮崎市松山1丁目1-1

上記日程で九地協議会が開催され、会長代理で井口由美子副会長が、オブザーバーとして高木昇総務部長が出席。

毎年行われている九州整備局や産業局などへの挨拶回りの件や外国人向け相談会の今後の対応についてなど協議がなされた。また、沖縄会より1月に行われた日行連主催のADR研修についての報告がなされた。

その後、中華人民共和国駐福岡領事劉光耀氏による講演会が開催された。



支部編成の経過報告

熊本支部分割の進捗状況

平成24年12月14日の理事会において、熊本県行政書士会規則第11号支部設置規則第2条に基づき、熊本支部を下記の3支部（仮称）に分割することが決定されました。同規則第4条により、設立準備委員会を設置するための新支部設立準備委員を公募したところ、多数の応募があり、3支部の応募者全員を委員として、各新支部設立に向けての準備が進められました。その後、3月23日の理事会において、3支部の名称が正式に決定しました。

新設される支部

- ◇熊本中央支部（熊本市中央区に事務所がある方 会員数 97名）
- ◇熊本北西支部（ ♪ 北区・西区 ♪ 会員数 66名）
- ◇熊本東南支部（ ♪ 南区・東区 ♪ 会員数 116名）

会員数は3月20日現在

新支部設立スケジュール

- | | |
|-----------------|--|
| 平成24年12月19日～28日 | 支部編成検討委員会で準備委員を公募 |
| 平成25年 1 月10日 | 支部編成検討委員会が準備委員会を招集
(準備委員21名) |
| | 理事の数、理事（役員）の選出方法、支部規約（案）、
事業計画（案）、予算（案）など各支部で協議 |

☆各支部準備委員会で新支部設立総会へ向けての準備

- | | |
|--------|---|
| 3 月23日 | 理事会において支部設置規則第2条並びに別表の改正 |
| 4 月27日 | 熊本支部総会（事業報告及び決算、監査報告）後、
各支部で設立総会を開催。
役員を選任、規約案、事業計画案、予算案の承認、
設立総会終了後、懇親会
(会場:ユースピア熊本) |

行政書士証票を携帯しましょう

『官公署へ提出する書類の作成及び提出は行政書士の専管業務です』



☆行政書士制度の啓発

☆非行政書士の排除

皆様のご協力をお願いします。

総会のお知らせ

平成25年度熊本県行政書士会定時総会を下記の通り開催致します。

日 時 平成25年 5 月26日 日曜日

10時00分～16時00分（予定）

会 場 熊本県立劇場 地下会議室

熊本市中央区大江2丁目7番1号

電話 096-363-2233

なお、終了後に熊本県行政書士政治連盟定時総会を開催。

各支部総会のお知らせ

熊本支部

日時 平成25年4月27日（土） 13：00～14：30

会場 ユースピア熊本（熊本県青年会館）

菊池支部

日時 平成25年4月14日（日） 14：00～16：30

会場 アーデンホテル阿蘇（どんどこ温泉）

玉名支部

日時 平成25年4月20日（土） 15：00～17：00

会場 竹水苑

芦北支部

日時 平成25年3月23日（土） 10：30～12：00

会場 四季彩

宇城支部

日時 平成25年5月12日（日） 16：00～18：00

会場 ホワイトパレス

山鹿支部

日時 平成25年4月25日（木） 18：00～

会場 久吾（ひさご）



業務への活力にボランティア活動

菊池支部長

有 働 勝 也

此処近年の行政書士試験は、全国的に極めて高い水準で人気があります。国内最難関資格試験と言われていた司法試験を凌ぐ程の厳しい合格率で推移している事に、ある種の驚きと誇らしい思いを共有しているところです。近年100人に5～6人の厳しい合格率を突破して、晴れて入会登録を果たした優秀な後輩各位に、衷心より敬意を表し、期待が増幅する思いで一杯です。

平成24年度の結果に於いても本県の場合7.63%と言う超激戦の中、47名の合格者が誕生しています。616名の受験者の中から選ばれた人達です。今年に其の内何名の仲間入りがあるか、とても楽しみにしています。

加えて行政経験豊富な行政書士法2条の6項該当者や、5項の税理士達の登録を以って老若男女バラエティーに富んだ構成で、本会の組織的な活力を増幅して社会的な認知度を高め、他士業と比してグレードアップされることが期待されます。其の為には会員の一人一人が今こそ初心に帰り、より誠実な業務姿勢の確立と誇り高き業務の開拓と推進に特段の意を用いる必要があると思料されます。

私は今年で登録33年目を迎えていますが、心身共に健康である限り若い者には負けないぞとの気概で、何事も前向きに考え行動するように心がけています。又、業務の合間を縫っては、永年に亘り支えていただいた社会へのお返しのため、幾つかのボランティア活動に意欲を示して老骨に鞭を入れています。

その内の一つ、婚活支援活動をご紹介しますと、男女共同参画社会の推進や少子高齢化抑止対策の一環として立ち上げた、『NPO法人はっぴい・はっぴい』（ネットでこの名称か又は有働勝也で検索可）と言う名のボランティア活動です。

設立後実質3年、法人化して1年程度の歩みですけど、多くの真面目な幸せ探しの人達に喜ばれています。

二ヶ月に一度の割合で年6回、出逢いの場を設けて（男女各20名前後）催行しており、大津町の全面的な支援で公設会場の提供や町の広報などへ登載して頂いております。加えて近隣市町の行政の支援（チラシ配布の為の便宜供与や広報誌への掲載等）等があり、安心して幸せ探しが出来る環境にあります。誠に有り難い事と感謝しています。（県の交流館パレアの協力も頂いております）

2月末現在、登録会員総数434名（男性206名、女性228名 平均年齢36～7歳）又ミドルエイジ（中高年45歳以上）の部も年に1～2回開催して人気があり、成婚率もレギュラー組よりも高い現象が見られます。正式成婚者7組（14名）、現在進行中（公認交際中）22組（44名）です。

今の所、この44名の人達の此れからが、我が子、我が孫の幸せを願うような思いで成婚に向けて楽しみです。この充実感が本業への活力となるよう、日々精進したいと思料しています。



社団法人の決議に関する小稿 & 杞憂？

八代支部

緒 方 健 一

その根本規則（定款・会則）に総会の決議事項の内容として、「重要な財産の取得及び処分並びに多額の債務の負担に関する事」と規定している社団法人の執行部が、次のようなことを行った場合、法手続として問題は無いのか？

- ① 社団法人の本部・事務局としての土地建物を購入するとの売買契約を売主との間で締結することを、次期総会での賛成を得られることを停止条件として理事会で可決し、代表者がそれに従い契約を締結した。
- ② ①の停止条件としての総会での決議についての委任状は、白紙委任状ではなく議案ごとに賛否を明らかにする委任状の形式をとることを理事会で可決承認した。

②の方を先にみる。

委任とは、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによってその効力を生ずる契約である（民法643条）。委任による代理人の場合、代理人自らが法律行為について意思決定をする点で、決定された意思表示を単に伝達又は伝達の完成をする使者とは異なる。②の場合、介在者は使者であって委任による代理人でないことは当然である。議案ごとに賛否を明らかにする委任状というのは、法的に間違いである。②の場合の様な議決権の行使は、「書面による議決権の行使」に他ならない。一般法人法の社員総会や会社法の株主総会についての定め上、「議決権の代理行使」と「書面による議決権の行使」が明確に峻別されているのは当然の帰結である。

①について

社団法人とは一定の目的のために結合した人の集団を基礎として作られる法人である。したがって社団法人には、構成員である社員の存在が不可欠である。設立にあたっては社員が定款を定めなければならない、最高議決機関として社員総会を置くものとされる。定款上最高の議決機関としての社員総会に決議事項として委ねられた決議ではなく、それについての議決権のない理事会での決議に基づいて契約が締結されているというのは、無権代理（代表）行為以外の何ものでもない。

正当な議決権者である総会の賛成決議を停止条件としたからといって、そのことに変わりはない。条件とは、法律行為の効力を発生するか否か不確実な将来の事実にかからせる特約であるが、条件付契約といえども、契約成立の一般的有効要件を備えていなければならない。設例の場合、代表者が契約を行う時点で総会の決議がないのであるから当然に無権代理行為であって、契約成立の一般的有効要件を欠いている。無権代理行為が有効となるのは、無権代理行為の追認の要件を備えた場合に、追認の効果として認められるものである。無権代理行為の追認の問題を、議決権者による決議の成立を停止条件とする契約として処理しようとするのは、法的に間違いである。本筋から外れるので指摘に留めるが、設例での総会での決議は、民法に規定する条件となるものではない。

以上、①も②も、法手続としては間違いである。私法の一般法である民法の通則としての位置を占める総則の基本的知識があれば容易に理解し得る筈である。

杞憂

送られて来た資料によると、熊本県行政書士会総会の円滑かつ能率的な議事運営に資することを目的として、議事運営委員会が設置されることになり、その規則が制定されたそうである。そのこと自体、悪いことではないと思うが、一抹の不安を感じなくもない。円滑・能率的な議事運営というのは、運用の如何によっては丁寧・慎重ということと背反することになりかねず、審議の形骸化に繋がる可能性を否定できないからである。去年の総会において、執行部の会運営についての疑問点について私もいくつかの質問をしたが、それに対して丁寧に誠実な回答があったとは言い難い。総会に出席された会員ならお解り頂けることと思う。一般の会員にとって総会での質問は、会の運営状況等を知るための貴重な権利である。それに対して、執行部は誠実かつ丁寧に回答する義務がある筈である。県会の会議運営規則の第4条2項には、「議長は議案について出席構成員全員に十分論議をつくさせ……。」とある。その趣旨を実質的に保障する議事運営委員会として機能することを切望する。私の一抹の不安が杞憂であれば幸いである。

**私のお薦めの1冊**

熊本支部

元 田 和 博**【魂の昭和史】**

著者：福田和也 出版：PHP 研究所

私たちは「今」を生きています。この「今」の連続が日常であり、それが積み重なって時代、歴史となって行きます。東日本大震災を機に、ナショナリズムが注目されるようになりました。日本人とはなにか？ これからの日本はどうあるべきか？

歴史に対する私の認識は、学校で教わる無味乾燥な年号や出来事の羅列でしたが、この本を読んで、今を生きる私たちと同じ血が通った日本人が、世界の大きなうねりの中で苦勞してきた軌跡だと感じるようになりました。

若い世代に語りかけるような口調で書かれており、歴史アレルギーの方でも無理なく読み進めることが出来ます。単なる歴史書ではなく、魂で歴史を感じることが出来る一冊です。(元田)

<著者略歴>

福田和也（ふくだ かずや）

1960（昭和35）年東京生まれ。文芸評論家。

慶應義塾大学環境情報学部教授。慶應義塾大学文学部仏文科卒。同大学院修士課程修了。1993年『日本の家郷』で三島由紀夫賞、2002年『地ひらく』で山本七平賞受賞。著書に『日本の近代（上・下）』『昭和天皇』など多数。



「本当に木に登った人の話」 ～目撃ドキュメント 2/22

八代支部

瀧 本 眞 敏

1 前期高齢者の決心

(1) 眞輔氏は65歳になるまで、一応人並みの努力を積み重ねて仕事を全うした。細かく言えば色々不満もあったが、1男2女の子供にも恵まれた。糟糠の妻もいたって健康だった。こんな眞輔氏には5歳になる孫が2人いた。全ての仕事から解放され、余生は年金生活で、と頭をよぎった時もあった。眞輔氏は若いころ、家庭を顧みずに仕事に没頭した時期があった。仕事の実績は他の追随を許さないほどだったが同時に「5時から男」と呼ばれた。深夜に熱発した子供の氷枕の氷を飲屋から持ち帰ったりした。このような状態を20年は繰り返していたらしい。「いたらしい」と言ったのはそんな愚痴を妻から言われたからである。だから全てにおいて順風満帆ではなかった。目下、その付けを払い続ける毎日だから・・・。

(2) 退職目前のある日に旧知のディーラーの社長が「ご機嫌伺い」と称して眞輔氏の自宅を訪れた。この社長とは「5時から男」を二人で競ったほどだった。異業種間の交友関係である。「退職後はどうするか。」とか、「再就職先は当てがあるのか。」とか親身になってくれた。「もう年だから、ゆっくりせんば。」と生返事した。社長は、「自分達が運営する車販売組合の専務職が75歳で交代する。その後任にどうか。」と誘ってくれた。

(3) その時は現実味も無く、世間話程度だった。後日、社長にプライベートのゴルフコンペに誘われ、水を得た魚状態で参加した。社長と同一組だった。久々にお互いに相手を手くそ呼ばわりしながらラウンドした。ハーフタイム時、クラブハウスで一杯やりながら社長が言った。「この間の件で組合の上層部に推薦した。採用は確実だから資格を取ってくれ」と。眞輔氏の頭の主要なパーツは既に賞味期限が切れていた。このまま座して暇に任せてハクタケの餌食になるより、年齢制限なしの仕事に打ち込んでみようか、と決心した。この仕事は人の為になった上、報酬まで頂ける。スバラシイ、と考えた。幸いにも眞輔氏は法第2条第1項第6号の有資格者だった。元職場への証明願い、単位会への申請、事務所の確保、支部長実査等経て、うれしい「ナンバー11430931」が交付された。

2 杉板と墨汁と電動鉋

(1) 何事も熱中しがちな眞輔氏だった。いつか役立つだろう、と山から切り出して乾燥させていた直径40センチ、長さ150センチ、厚さ5センチに製材した杉材を「時機到来」とばかりにこれを使って事務所の看板を自前で作ろうと考えた。その日から電動鉋で杉板を満遍なく削った。看板の素材が完成したのは5日目だった。次は毛筆で墨書する道具を購入した。何度も書いては乾かす作業を繰り返した。最後に上ニスを塗って看板を完成させた。家族に言わせると「个性的でマアマア」らしい。それって「へたっぴー」て事か？ それでも自分の事務所だからいいか、と納得した。

(2) 立て板に水、は良く聞く。立て板に毛筆はなかった。なんせ筆に浸した墨汁は「立て板」から下方に流れ出る始末。折角格好よく書けた（と自己満足の）字もタラーッとながれてお終い。毛筆で

は撥ねる、流す、止める等、厳しい筆使いがある。削っては書く、を繰り返したから完成した看板は真横から見ると凹凸が目立った。それでも愛想いいヤクルト姉さんに褒められ、悦に入っていたから眞輔氏は根っからポジちゃんだった。

(3) 出来上がった看板はどうやって何処に設置するか、広く会議を起こして、結局自宅の庭に設置することとした。杭でも打ち込んで支えれば大丈夫さ、とする眞輔氏だったが家族に反対された。そして本職顔負けの建築技術を持つ義弟が出番となり、基礎工事からコンクリートまで一手に引き受け、完璧な工事をしてくれた。しかも、看板の台座には貴重な御影石を敷き詰め、一層豪華さが増した。なんせ校区内初の事務所だった。おかげで看板は眞輔氏自宅の前庭出入り口で、ここが事務所やと屹立している。

3 周囲に支えられて

(1) さて、資格を得て事務所を開き、名刺配りと同時に仕事仲間と活動がスタートした。各部門ごとの研修会も大切な時間である。眞輔氏は業務アドバイザーや、研修会で知り合った同業者に積極的に仕事手順の指導を仰いだ。そうして先生と呼ぶにふさわしい幸助先生と出会った。この幸助先生の師匠は健介先生という事が最近分かった。この健介師匠はサウナの常連さんだった。眞輔氏は「ゆったりとリラックスできる」サウナでも厚かましくも「士業」の問題点や手法について、健介師匠に質問を連発したのだった。

(2) 勿論、眞輔氏が先生と仰ぐ幸助先生には、健介師匠への質問の何倍もの事案と手法を教示頂いた。その結果、事務所開設時20件だった依頼事件が翌年は40件と増加した。幸助先生や健介師匠のおかげで眞輔氏は順調に仕事を消化することが出来た。また、眞輔氏は現役時代に、いやと言う程「デュー・プロセス・オブ・ロー」の世界で戦った。今日の「コンプライアンス」の世界は初めてだった。これは理蔵氏に師事する事にした。理蔵氏は同業者で且つ、非常に冷静で業界きっての法学の蘊蓄とその実績が認められていたからだった。大いに助かる場面が多かった。

(3) 眞輔氏が教示又は指導を乞う諸先生方には共通項がある。それは「非常に親切」という事である。「多忙」の一言も言わず、未熟故に対応に迷う眞輔氏に二つ返事で相談に乗ってくれる、誠に有難い存在である。こんな職場が他にあるだろうか、と感心する。眞輔氏は開業以来3年目を迎える。常に新しい分野に意欲を燃やしている。その眞輔氏はある言葉を信じている。それは「艱難辛苦は汝を玉にする」。諸先生に感謝、感謝の毎日である。

4 健介師匠の独り言

(1) ある日サウナで一緒になった眞輔氏はドライサウナの中で健介師匠と雑談していた。すると健介師匠は汗びっしょりになったまま、真顔になって眞輔氏を見るともなしに、「今度広報部で寸劇があつとです。」と。普段から話しかけるのは眞輔氏だし、「その寸劇の話ってなんですか」と聞き返した。その時は具体的な話が無かったので頭の隅に置き去ったままだった。

(2) その後数日を経て健介師匠の「独り言」が現実味を帯びて来た。それは眞輔氏がどうやらターゲットの様相を呈し始めたからだった。時、既に遅し。広報部では行政書士記念日に公開講座を計画し、参加者に理解されやすいように寸劇を企画したのだった。

(3) 「眞輔さんには簡単なセリフを準備します。引き受けて下さい。」との師匠の言葉。うーん、

困ったな、手伝いたいのは山々だが、こんな年寄りよかもっと若い人がオッでしょう、と辞退した。しかし、健介師匠は眞輔氏の性格を見抜いていた。そう、眞輔氏は「××すると木に登って」しまう性格だったのである。日頃のご指導と「簡単なセリフ」による複合汚染で眞輔氏は正常な判断がやや失われ、健介師匠のあの迫力に負けたのだった。

5 簡単なセリフとリハーサル

(1) ある日、前期高齢者がぶらーっと公証人役場を通りかかった。前期高齢者は遺言の話を思い出し、公正証書で遺言をしようと考えた。そうして公証役場の門を叩く訳である。しかし、行き当たりばったりでは何の準備も無く、公証人に注文を付けられて退場する。これが寸劇の開幕シーンであった。

(2) 二回目の公証役場訪問でやっと本題に入るが、具体的な内容不足でまた、退場する。これらの場面では広報部の精鋭達が一生懸命に前期高齢者を援護する。実は健介師匠が眞輔氏を説得するとき言った「簡単なセリフ」はチョイ役ではなく、15分から20分間の寸劇で、「ここは公証人役場タイ」を皮切りに、公証人役に向かって「先生最初のとおりをお願いします。」と遺言書作成を依頼するまで16回も発言する主演だった。

(3) 会議室での読み合わせ、リハーサル、振り付けの意見交換などを経て、いよいよ公開講座の当日となった。眞輔氏はセリフのアンチョコを2部作成していた。1部は手元に置き、もう1部はトイレの中に……。眞輔氏が一番落ち着いて貴重な時間を費やし、なぜこんな羽目になったのか、など自分探しの空間にピッタシだからであった。

6 市民公開講座

当日も開講時間ぎりぎりまで寸劇を演習した。入場者はまあまあだった。満を持して大丈夫、のつもりだったが入場者の中に同業の姿があった。最近、菊陽町に開業して頑張ってる岩一氏だ。彼と視線が合った。被り物まで準備して変装したが、発見されてしまった。なんせ眞輔氏は特徴が多かった。ボウツとなりいきなり、「ここは行政書士会館タイ」とやってしまった。想定では公証役場だったのに……。しかし、心優しきスタッフの助け船でなんとか寸劇を消化することができた。臺の立った大根でも活用法はあるもんだと思った。幸運にもこの公開講座の後日、実際に眞輔氏に遺言書の作成依頼があり、起案することができた。しかもスラスラ、と。公証人役場との事前打ち合わせの際、関西弁丸出しの先生から「これで大丈夫ですわ。ほな、これでいきましょな。」と一発合格した。その上、公正証書遺言の証人は、健介師匠と二人で受任した。まるで、寸劇そのままだった。「本当に木に登った話」2・22目撃ドキュメントだった。

7 再就職の裏話

再就職の話をしてくれたディーラーの社長から、「体調を崩した理事が起死回生の回復を見せ職場復帰した。ワンクッション置く事になる。そちらの事務所で頑張ってください。」と連絡して来た。あれから2年半、理事も社長も今は平和な生活振りらしい。そのお陰で眞輔氏の今があるんだから……。



出前講座を担当して

熊本支部

黒葛原 清 子

部員として広報活動の中のどれかを担当しなくてはならないけれど、私には文才も画才もない、なので会報誌やパンフレット作りは無理。出前講座の資料作りならどうにかやれるかも知れないということで出前講座の担当になりました。

高校生出前講座は、若い人たちに“行政書士”という職業を知ってもらうことによって未来の顧客を開拓しようと始めたものです。各校とも社会に巣立つ前の高校三年生に対する消費者教育の一環として受け入れていただきました。開講時期が真冬でしたので、50分間寒い体育館（講堂）で座っている高校生のみなさんは寒くて大変だったのではないかと思います。そんな中私の拙い話を熱心に聞いていただき感謝しています。初年度は、住民票と戸籍の違い、契約の種類・成立と解除、悪徳商法から相続まで実生活で役立つように、また家族の中でも利用してもらえようように網羅的な資料を作りましたが、ページ数が多いため高校にご迷惑かと考え2年目は住民票と戸籍、売買契約の成立と解除、悪徳商法の3点に絞ったものにしました。住民票と戸籍は、基本中の基本にも関わらず市役所の窓口などの様子から大人でもはっきり区別がついていない人が多いのではということで、取り上げました。高校生は、日常の買い物、自転車や本の貸し借り、お年玉をもらうことなども契約で日々意識せずに契約を交わしながら生活しているのだということに少し驚いたようです。

『九州夢大学』では、高校生に対し将来の職業選択肢の一つとして行政書士の業務内容など紹介しました。高校生からは平均年収や開業した後の仕事の開拓方法など具体的な質問もあり、自分が高校生だったときと比べ随分としっかりしていることに驚きました。行政書士試験の過去問なども参考資料にすればより身近に感じられたのではないかと思います。

資料作成だけのつもりが、頼まれると自分には無理と思って断りきれない気の弱さのせいか講師まで引き受け、無我夢中で過ごした2年間でした。広報部としての初めての試みで、出だしの躓きになっていなければよいけれど、とだけ今は思っています。



菊池の初市

菊池支部

平 野 昭 代

春の訪れを告げる菊池の初市が今年も3月1日・2日の2日間開催されました。菊池神社参道から御所通りにかけて歩行者天国になり、苗木・陶器・わたあめ・たこ焼きなどいろんな出店で、賑わっていました。

近くの『菊池夢美術館』では、会場いっぱいひな人形が展示されており、ぜんざいやお茶のサービスもありました。まだまだ肌寒い日でしたが、ぜんざいと足湯でぽかぽかになりました。



政治連盟便り

幹事長 織 畠 純 吾

昨年12月に行われました衆議院議員総選挙の際は、会員各位のご支援を賜りまして、誠に感謝申し上げます。お陰様で推薦致しました候補者全員が下記のとおり当選致しました。重ねて御礼申し上げます。

当選者の氏名

熊本第一選挙区	木 原 稔	自由民主党	政連推薦
〃	松 野 頼 久	日本維新の会	九州比例復活当選
熊本第二選挙区	野 田 毅	自由民主党	政連顧問
熊本第三選挙区	坂 本 哲 志	自由民主党	政連顧問
熊本第四選挙区	園 田 博 之	日本維新の会	政連推薦
熊本第五選挙区	金 子 恭 之	自由民主党	政連顧問
九州比例区	江 田 康 幸	公明党	政連推薦
〃	林 田 彪	自由民主党	政連推薦

選挙の結果は自民、公明の圧勝に終わり、民主党から自民党、公明党の連立へと政権が移ってしまいました。安倍晋三内閣になってから全てうまく行って、順風満帆のように見えます。夏の参議院議員選挙までに、尖閣諸島問題で対中国との外交交渉、TPP 交渉参加の対米折衝、原子力発電所の再稼働の問題等試練は山積していますが、今の調子でうまくこなしていければ、自民党の圧勝間違い無しでしょう。盤石の政権基盤のもと安倍政権の実力が発揮されることでしょう。

さて、今夏の参議院選挙熊本選挙区の見通しですが、3月現在、5名の方が名乗りを上げておられますので、以下に、ご紹介しておきます。

参議院議員熊本選挙区立候補予定者

松 野 信 夫 氏	民主党	現職
馬 場 成 志 氏	自由民主党	新人
山 本 伸 裕 氏	日本共産党	新人
守 田 隆 志 氏	幸福実現党	新人
本 田 顕 子 氏	みんなの党	新人

以上5名の方が立候補の予定ですが、この内、馬場成志候補と松野信夫候補からは推薦願を戴いております。

両名の方のプロフィールを簡単にご案内申し上げますと、馬場成志氏は現在、熊本県議会議長として在職していらっしゃる、当政治連盟の顧問を務めて頂いております。元県議会議長の馬場三則氏からの親子二代で熊本県行政書士会の顧問を引き受けていただいております。熊本市議から熊本県議へ転身され、さらにこの度、国政に打って出られるとのことでした。

また、松野信夫氏は弁護士から衆議院議員に出馬され、衆議院議員を一期経験されておられます。その後、参議院に転身され、今度の選挙が二期目となります。そして、民主党の中では、行政書士制度推進議員連盟に加入して頂き、士業制度の発展に非常に腐心して頂いております。

夏の参議院議員選挙に向けて、会員の皆様方には推薦候補者に対する応援をお願いして参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局だより

1 ～ 3 月 度 会 員 の 異 動

新規

	登録番号 登録年月日	会 員 名 支 部	事 務 所 の 名 称 事 務 所 の 所 在 地	事務所 T E L 事務所 F A X	兼業 備考
	13430160 H25.1.15	徳永 幸雄 鹿本	行政書士徳永幸雄事務所 〒861-0501 山鹿市山鹿178番地13	0968-43-7252 0968-43-7252	
	13430161 H25.1.15	古庄 隆一 熊本	行政書士松村篤憲事務所 〒862-0954 熊本市中央区神水2丁目3番17号	096-381-3345 096-381-9656	税

事務所変更

支 部	氏 名	変 更 後	変更箇所
菊池	永田 伸一	〒861-1212 菊池市泗水町豊水3372番地 1	所在地
宇城	岡村 光洋	〒861-4214 熊本市南区城南町舞原291番地 5	0964-27-5577 所在地・電話番号 (熊本支部→宇城支部)

廃業

支 部	氏 名	廃業年月日	備 考
芦北	斎藤 五助	H25.1.31	
熊本	大辻 義夫	H25.1.31	
八代	村田東洋勝	H25.2.28	



会 務 日 誌

自 平成25年 1 月 1 日
至 平成25年 2 月28日

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 月 4 日(金) 仕事始め | 1 月31日(休) 申請取次行政書士管理委員会 (10:45～) |
| 1 月10日(休) 新支部設立準備委員会 (13:30～) | 於：会議室 出席：下田委員長他 4 名 |
| 於：会議室 出席：加藤会長他 2 名 | 職務上請求書の無償差替え受付 (13:30～) |
| 1 月11日(金) 職務上請求書の無償差替え受付 (13:30～) | 於：熊本テルサ |
| 於：熊本テルサ | 2 月 1 日(金) 全国研修 < 2 月期 > (13:10～) |
| 1 月16日(休) 九地協 新年挨拶回り (9:50～) | 於：森都心プラザ 出席者：51 名 |
| 於：福岡入国管理局他 加藤会長出席 | 2 月 4 日(月) 三役会 (16:00～) |
| 高校生出前講座 | 於：会議室 出席：加藤会長他 3 名 |
| 於：熊本県立八代東高等学校 | 2 月 6 日(休) 公開講座担当者会議 (13:00～) |
| 出席：井口副会長他 2 名 | 於：会議室 出席：井口副会長他 6 名 |
| 1 月17日(休) 日行連 理事会 (9:30～) | 2 月13日(休) 法規部会 (13:30～) |
| 於：行政書士会館 出席：加藤会長他 4 名 | 於：会議室 出席：加藤会長他 5 名 |
| 1 月18日(金) 日行連 新年賀詞交歓会 (12:00～) | 2 月14日(休) 監察部会 (13:30～) |
| 於：ANA インターコンチネンタルホテル東京 | 於：会議室 出席：井口副会長他 6 名 |
| 出席：加藤会長他 4 名 | 2 月16日(土) 「質問型営業」入門セミナー (13:00～) |
| 特別研修 (13:30～) | 於：くまもと県民交流館パレア |
| 於くまもと森都心プラザ 出席者：28 名 | 出席者：63 名 |
| 1 月21日(月) 職務上請求書の無償差替え受付 (13:30～) | 2 月20日(休) 公開講座担当者会議 (13:00～) |
| 於：熊本テルサ | 於：会議室 出席：井口副会長他 7 名 |
| 南九州税理士会熊本県連合会新年賀詞交歓会 | 電子対策部会 (13:30～) |
| (17:30～) 於：ホテルニューオータニ熊本 | 於：会議室 出席：益本副会長他 3 名 |
| 加藤会長出席 | 2 月22日(金) 企画研修部会 (13:30～) |
| 1 月23日(休) 広報部会 (13:30～) | 於：会議室 出席：大谷部長他 6 名 |
| 於：会議室 井口副会長他 5 名 | 市民公開講座 (13:30～) |
| 1 月25日(金) 熊本県社会保険労務士会 賀詞交歓会 (17:30～) | 於：健軍文化ホール 出席：井口副会長他 7 名 |
| 於：KKR ホテル熊本 井口副会長出席 | 2 月23日(土) 日行連九州地方協議会会長会 (13:30～) |
| 1 月26日(土) 支部長会 (10:00～) | 於：宮崎観光ホテル 出席：井口副会長他 1 名 |
| 於：ホテル日航熊本 出席：加藤会長他13名 | 2 月25日(月) 監察部会 (13:30～) |
| 賀詞交歓会 (12:00～) | 於：会議室 出席：坂田部長他 4 名 |
| 於：ホテル日航熊本 出席者：72 名 | 2 月26日(火) 職務上請求書研修会 (14:00～) |
| 1 月27日(日) 宮崎県 新春講演会 (15:00～) | 於：会議室 出席者：31 名 |
| 於：ホテルマリックス 井口副会長出席 | 2 月27日(休) 三役会 (16:00～) |
| 1 月29日(火) 登録証交付 (9:30～) | 於：会議室 出席：加藤会長他 3 名 |
| 於：会議室 登録者：徳永幸雄・古庄隆一 | |

編 集 後 記

『2 月22日・行政書士記念日』思い出に残る一日となりました。チラシ、寸劇のシナリオ、オリジナルの資料作成。才能溢れた広報部メンバーと協力会員のコラボによる劇団広報座。私は監督というありがたいお役目柄、本番前のリハーサルも内心はお気楽モード。1 ヶ月足らずの準備期間。2 年間の活動を共にしたからこそできた手作り公開講座は楽しく幕を閉じました。これまでの広報事業を温かく見守って下さった会長はじめ理事の方々、ご協力いただいた会員の皆さま、切れ間ない事業の無理難題を快く引き受けてくれた広報部員さん方、そして井口担当副会長の心強いサポート。たくさんの方々に支えられ今年度も最後の会報誌を発行することができました。いつもより早く春がきて、気付けば桜並木の道路一面淡いピンクの絨毯になっていました。(下田典子)

発 行 所

熊 本 県 行 政 書 士 会

発行人 会 長 加藤 誠一

編集人 広報部長 下田 典子

〒862-0956 熊本市中央区水前寺公園13-36

T E L (096) 385-7300

F A X (096) 385-7333

印刷所 シモダ印刷株式会社

T E L (096) 383-5512